

令和2年度
閱 覧 設 計 書

工 事 名	指宿有料道路(Ⅲ期)山田IC改築工事(R2-5工区)
工 事 場 所	鹿児島市山田町地内
路 線 名	指宿鹿児島インター線
工 期	令和3年3月31日限り

【 閱 覧 設 計 書 内 訳 】

内 訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳(金抜) ※	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問合せについては担当課までお願いします。

担 当 課	建設計画課
-------	-------

【留意事項】

従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し、「実施設計図」を閲覧設計書に添付しています。

○鹿児島県道路公社

照合確認	
------	--

特記仕様書

(総則)

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工事名：指宿有料道路（Ⅲ期）山田IC改築工事（R2-5工区）

工事場所：鹿児島市山田町地内

路線名：指宿鹿児島インター線

第2条 この工事は、契約図書及び図面によるほか、この特記仕様書ならびに下記仕様書等その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要綱、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、別紙「工事打合簿」により監督職員（以下「甲」という。）と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部制定）
- (2) 土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部制定）
- (3) 土木請負工事必携（鹿児島県土木部制定）
- (4) 道路事業の手引き（鹿児島県土木部制定）
- (5) 道路土工仮設構造物工指針
- (6) コンクリート標準示方書
- (7) その他関係要綱、指針、示方書等

第3条 この工事の契約数量は、設計図書のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、甲乙協議の上、契約変更の対象とする。

第4条 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。

(前払金)

第5条 保証事業会社の保証がなされている請負金額100万円以上のものについては、請負金額の10分の4以内で前払金を請求することができる。

なお、当初設計においては前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。

2 次に掲げる要件のいずれにも該当し、前項により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証がなされたものについては、請負金額の10分の2以内で中間前払金を請求することができる。

ただし、契約に当たり部分払することを選択した場合は、中間前金払を行わないこととする。さらに、前払金と中間前払金との合計は請負金額の10分の6を超えないものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 3 前金払を請求する場合は、請求書に保証事業会社の保証に係る保証証書を添付して提出しなければならない。

(部分払)

第6条 部分払は、請負金額が100万円以上の場合、2回まで（既に前払いがなされているときは1回迄）行えるものとする。ただし、中間前金払があるときは、原則として部分

払は行わない。

(法定外の労災保険の付保)

第7条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(品質証明の提出)

第8条 本工事は、土木工事共通仕様書第3編1-1-8（品質証明）の対象工事とする。

(電子納品)

第9条 本工事は、電子納品対象工事（業務）とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）（令和2年3月）：（以下、「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【鹿児島県ウェブサイト】

ホーム>事業者の方々>社会基盤>公共事業>技術管理・検査>CALS/EC>鹿児島県の電子納品について

- 2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R）で正本1部、副本2部の計3部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。
- 3 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

(技術者)

第10条 請負者は、測量・調査・施工管理・検査のために専属して経験のある技術者を常置し、監督職員の指示に応じなければならない。

(監理技術者等の専任を要しない期間)

第11条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

(配置技術者等の途中交代)

第12条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護、又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

- (1) 請負者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合
 - (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
 - (3) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- 2 上記1のいずれの場合であっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

(現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合)

第13条 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務(現場の巡回等)があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

2 発注者への報告

前1項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

(現場代理人の兼任)

第14条 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する請負者の代理人であるが、次の(1)から(6)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)から(3)及び(7)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

- (1) それぞれの工事の当初請負代金額が3,500万円未満であること
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- (3) 兼任できる工事は2件
- (4) 兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲
- (5) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること
- (7) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

2 現場代理人の兼任を行う場合には、兼任(変更)申請書(別紙1)を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任(変更)通知書により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、請負者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

(施工体制台帳の作成等について)

第15条 本工事の請負者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

(施工体系図の作成等について)

第16条 本工事の請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事または業務の着手前までに)提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備(交通誘導を含む)を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務等

(中間検査の実施について)

第17条 本工事については、出来高が50%を超えた時点で中間検査を実施する予定であるので、受注者は検査希望日を発注者に書面で申し出ること。

(契約工期の取り扱いについて)

第18条 本工事は、繰越を予定しており、完了工期については、公社役員会承認が得られた場合に変更契約を行うものとする。

2 繰越承認後の完了工期は、200日を予定している。

3 「工事標示板」等に工期を標示する場合は、監督職員と協議の上、当初は前項の工期を考慮した完了予定工期に「(予定)」を付して標示するものとし、契約変更後速やかに変更後の工期に訂正するものとする。

(ICT活用工事について)

第19条 本工事は、ICT活用工事の対象としない。

受注者の意向によりICT活用工事を行う場合は、協議の上、承諾により施工を認めるものとするが、契約変更の対象としない。

(工事の施工)

第20条 材料使用承認願

工事に使用する材料は、品質を証明する資料を提出し、監督職員の承認を受けた後に使用しなければならない。

第21条 材料検収

材料検収については、監督職員の指示に従わなければならない。

第22条 コンクリート

使用するコンクリートの仕様は以下のとおりとする。

区分	呼び強度 (N/m ²)	粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	セメントの種類	最大W/C (%)
笠コンクリート 防護柵基礎 ガントリー基礎 踏掛版	24	40 20	8±2.5	高炉B	55
張りコンクリート 集水桝 基礎・均しコンクリート 胴込・裏込コンクリート 天端コンクリート 重力式擁壁	18	40 20	8±2.5	高炉B	65

第23条 残土搬出について

本工事における残土搬出は、9時から16時の間で行うものとする。

なお、設計においては、「時間的制約を著しく受ける場合」として労務単価の補正は行っていないが、必要な場合、甲乙協議の上契約変更の対象とする。

運搬経路については、県道永吉入佐鹿児島線を利用し旧木材港埋立事業へ搬出する経路を想定しているが、その他の理由によりやむを得ない場合は、経路を変更するものとする。

なお、この場合は契約変更の対象とする。

(国土調査の基準点等測量標識等の保全)

第24条 施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

(測量作業等の感電事故防止対策の強化)

第25条 鉄道等高圧線に近接した場所において測量作業等を実施する場合は、請負者は、事前に鉄道事業者等と事故防止対策会議など緊密に連絡を取ること。

2 請負者は、前項の作業を行う場合には、感電事故の防止のため、3m以下の絶縁型のスタッフやポールを使用すること。

(管内(県内)建設業者の優先使用)

第26条 請負業者は、工事の一部を下請けに付する場合は、鹿児島地域振興局管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

2 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。

3 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督員に提出すること。

(県産資材の優先使用について)

第27条 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの(以下「県産資材」という。)の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

2 請負業者「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 (7品目)	生コン(レディミクストコンクリート) コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 芝
-----------------	---

3 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。

4 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出すること。

(シラスコンクリート二次製品 設置工)

第28条 本工事で使用する次のコンクリート二次製品は、「シラスを細骨材として用いるコンクリートの設計施工マニュアル(案)」(H18.1制定)に基づき、シラスを細骨材として用いるコンクリートにより製造された製品を使用すること。

- (1) シラスコンクリート間知ブロック
- (2) シラスコンクリート歩車道境界ブロック(B型)
- (3) シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版(縦断用)
- (4) シラスコンクリート落蓋U型溝(横断用)
- (5) シラスブロック(平板型)・(地域自然石型)
- (6) かぶせ蓋式U型側溝及び蓋板(道路用・水路用)

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

なお、材料承認願で提出する資料は次のとおりとする。

①シラスコンクリートの配合計算書

②鹿児島県コンクリート製品協会等の検査済証明書

また、②がない場合は、監督職員と協議の上、立会等により品質確認を行うこと。

(再生材の利用)

第29条

1 再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。

2 再生資材の利用

請負者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

資材名	規格	備考
再生砕石	RC-30	下層路盤工
再生砕石	RC-40	基礎材, 下層路盤工
再生アスファルト混合物	密粒度	舗装工

なお、使用に際し、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。

第30条 本工事は建設リサイクル法に規定されている特定建設資材及び特定建設資材廃棄物が含まれているので、適正な措置を講ずること。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法 (参考)

工程毎の作業内容・解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法 (*)
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

* 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
コンクリート殻	鹿児島県リサイクル(株)	鹿児島市下福元町字金見山1987	L=7.9km

* 上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(建設発生土の処理)

第31条 本工事の施工により発生する建設発生土は、下記に搬出すること。

(1) 受け入れ場所：鹿児島港（旧木材港区）埋立事業

(2) 運搬距離：8.4 km

- 2 再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。
- 3 処分状況の記録を完成書類に含めて提出すること。
- 4 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。
- 5 土砂搬入にあたっては、搬入2週間前までに別添様式1「鹿児島港（旧木材港区）建設発生土搬入協議書」により鹿児島県鹿児島地域振興局建設部河川港湾課長に協議すること。
- 6 月末、完了時には、別添様式3、4「鹿児島港（旧木材港区）建設発生土搬入実績報告書・完了実績報告」により鹿児島県鹿児島地域振興局建設部河川港湾課長、及び監督職員に報告すること。

第32条 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表(別添様式1))を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

(産業廃棄物税)

第33条 本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

(過積載等の防止)

第34条 ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

- (1) 工所用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 第1号から第6号のことにつき、下請契約における請負者を指導すること。

(交通誘導員)

第35条 本工事で配置する交通誘導員は、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。ただし、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線において、交通誘導警備業務に従事する場合の交通誘導員は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1名以上は、1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置すること。

また、請負者は、上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。

資 格	資 格 要 件
交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法（H17.11.21施行）における検定合格者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上である者

(暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

第36条 鹿児島県道路公社が発注する建設工事等（以下「公社工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく道路公社（発注者）及び警察に通報すること。公社工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、道路公社（発注者）と協議を行うこと。

(環境対策)

第37条 請負者は本工事の施工にあたり、騒音・振動・砂・塵芥等、工事に伴う影響の回避に努めるものとする。

2 本工区周辺は住宅等が近接していることから、工事の内容や進め方について、必要な場合は関係者と十分調整を行うこと。

(工程管理)

第38条 工事の進捗状況を毎月25日に月報として監督職員に提出すること。

2 本工事の工程を計画する際は、当該事業における関係工区の現場代理人と協議調整を密に行い、円滑な工程管理を図るものとする。

(路上工事縮減)

第39条 路上工事縮減期間における工事は、緊急対応等やむを得ない場合を除き原則として交通規制を伴う路上工事は行わないこととする。

なお、期間については監督職員と協議すること。

(土木工事における施工条件明示について)

第40条 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、請負者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、工事実施期間中に発生した施工条件についても、甲・乙協議し、契約変更の対象とする。

- (1) 工程関係：本工区の施工にあたっては、Ⅲ期区間の工事の推進を図るため、隣接工区（橋梁工事等）と互いに十分調整を行い、連携して工事を進めること。
時間制限は第23条に記載
Dランプ盛土工の着手は、橋梁上部工（R1-2工区）架設後の令和3年1月15日以降を予定している。
繰越工期は第18条に記載
- (2) 用地関係：土砂仮置きヤードの整地については、現在調整中のため別途指示する。
- (3) 公害対策関係：特になし
- (4) 安全対策関係：既設ランプ等からの出入り対し交通誘導員を計上している。
配置計画にあたっては事前に監督職員と協議すること。
- (5) 工事用道路関係：
- (6) 仮設備関係：特になし
- (7) 建設副産物関係：第23, 30, 31, 32条に記載
- (8) 工事支障物件関係：特になし
- (9) 薬液注入関係：特になし
- (10) その他：特になし

(熱中症対策に資する現場管理費の補正について)

- 第41条 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について(令和元年6月18日付け技術管理室長通知)」及び「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に係る運用について(令和2年7月22日付け技術管理室長通知)」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について(令和元年6月18日付け技術管理室長通知)」及び「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に係る運用について(令和2年7月22日付け技術管理室長通知)」は鹿児島県ホームページから取得できる

(工事現場の現場環境改善実施)

第42条 工事現場の現場環境改善

- 1 工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。請負者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。
- 2 現場環境改善については、[別表－1]の内容のうち原則として各計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本として実施すること。
- 3 現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。
- 4 現場環境改善の具体的な実施内容及び実施時期について、施工計画書へ記載し提出すること。
- 5 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。
- 6 工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。

[別表－1]

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事行程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

(ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策)

第43条 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

(1)発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。

(2)廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設

産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

(1)薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。

(2)薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記3、4の措置が講じられているかを確認する。

※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H11：南九州市（旧穎娃町，旧知覧町），

H14：指宿市（旧山川町），屋久島町（旧屋久町）

H15：鹿児島市（旧吉田町），日置市（旧吹上町），枕崎市

H16：鹿児島市

H17：指宿市

H22：出水市，南さつま市

H25：霧島市，阿久根市

H26：鹿屋市，始良市

H29：長島町

(別紙報告書)

安全・訓練等の実施状況報告書

工 事 名			請負者名	
契約期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)			
実 施 日	所要時間	参加者名数 会社 人	実 施 内 容 等	
			----- ----- ----- -----	
			----- ----- ----- -----	
			----- ----- ----- -----	
			----- ----- ----- -----	
			----- ----- ----- -----	
			----- ----- ----- -----	
			----- ----- ----- -----	
			----- ----- ----- -----	
			----- ----- ----- -----	

(別紙1)

工事打合簿

発議者	<input type="radio"/> 発注者 <input type="radio"/> 請負者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名		請負者名	
(内容)			
添付図 葉, そのた添付図書 受領書1式			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 変更契約の対象とするので, 別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> 緊急を要するものであるため, 工事打合簿により指示します。 併せて, 変更契約の対象となるので, 別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	請負者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		監督職員	令和 年 月 日
		現場代理人	令和 年 月 日

課長	技術 補佐	総括 監督員	監督員

現場 代理人	主任 技術者

下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書

工 事 名 : _____

請負業者名 : _____

下請工事における管内建設業者等の不活用理由

下請階層	建設業者名	住所 (県・市町村名)	区分	下請工事 概 要	不活用理由	
					番号	具体的理由

下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書（記載例）

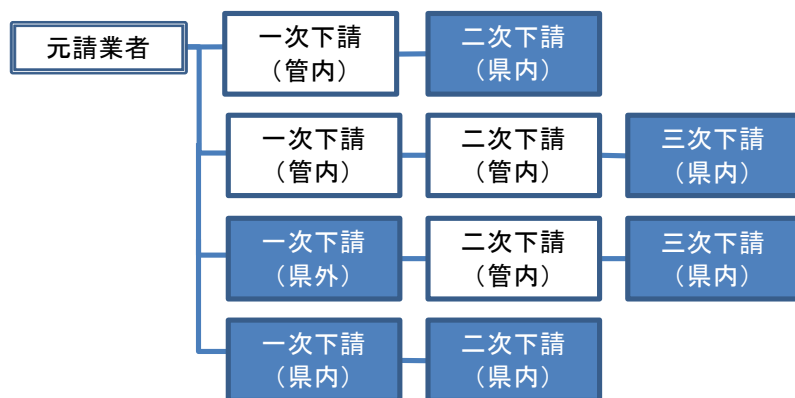
工 事 名 : _____

請負業者名 : _____

下請工事における管内建設業者等の不活用理由

下請階層	建設業者名	住所 (県・市町村名)	区分	下請工事 概 要	不活用理由	
					番号	具体的理由
一次	(株) ○○建設	○○○市○○町	県内	コンクリート工 鉄筋工 型枠工	②	
二次	△△建設(株)	△△△県△△市	県外	照明設備	①	
三次	(有) □□建設	□□□市□□町	県内	鉄筋工	③	

※施工体系例(着色業者が記載該当業者)



(記載要領)

- 1) 管外及び県外は、当該業者の主たる営業所の所在地で判断し、住所・区分を記載する。
- 2) 記載する建設業者は、H27.4.1施行の施工体制台帳作成範囲に該当する全ての管外業者とする。
- 3) 工事概要は、施工体系図中の「工事の具体的内容」を記載する。
- 4) 理由欄は、管内業者を活用できない理由を明確に記載する。

- ※理由番号：
- ① 施工能力又は実績を有する業者が存在しない。
 - ② 施工時期が合致する業者が存在しない。
 - ③ 契約金額で合意できる業者が存在しない。
 - ④ その他

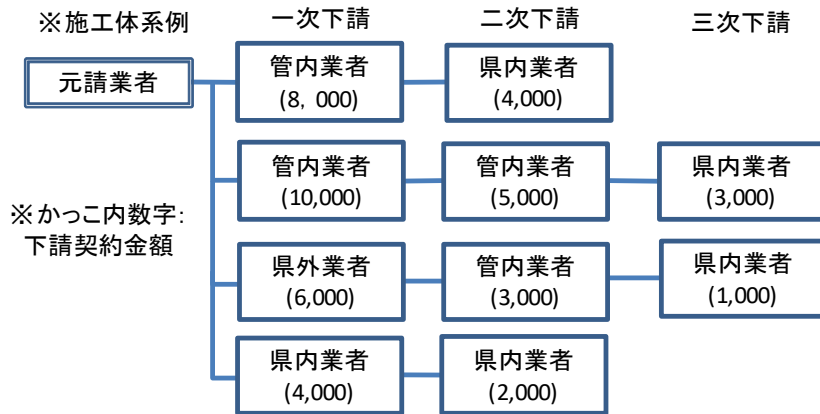
下請業者使用実績報告書（記載例）

工 事 名 : _____

請負業者名 : _____

元請業者区分	最終請負金額 (千円)	全下請業者使用状況				階層別下請使用状況																	
		総数	下請業者内訳			下請階層	管内		管外（県内）		不活用理由				県外		不活用理由						
			管内	管外 (県内)	県外		業者数	契約金額	業者数	契約金額	①	②	③	④	業者数	契約金額	①	②	③	④			
1	100,000	10	4	5	1	一次	2	9,000	1	2,000		1			1	3,000							1
						二次	2	4,000	2	6,000			1		0	0	1						
						三次	0	0	2	4,000				1	0	0		1					
						小計	4	13,000	5	12,000	0	1	1	1	1	3,000	1	1	0	1			

※施工体系例



(記載要領)

- 1) 元請業者の区分は、次のとおりとする。
管内：1 管外(県内)：2 県外：3
- 2) 契約金額の集計は次のとおりとする。
 - ・一次下請業者の金額は、各下請系列において二次下請との契約金額を引いた額とする。
 - ・二次下請業者の金額は、各下請系列において三次下請との契約金額を引いた額とする。
 - ・以下同様とする。
 - ・上記により算出された金額を階層毎に集計する。
- 3) 不活用理由欄は、状況報告書で選択した番号に、該当する業者数を記載する。

(計算例) 管内一次：9,000 = (8,000-4,000) + (10,000-5,000)

材料使用承認願

工 事 名	請 負 業 者 名
工 期	現 場 代 理 人 印
路 線 (河 川 名)	総 括 監 督 員 印
工 事 箇 所 名	監 督 員 印

No.	材料名	規格	製造工場名 所 在 地	県産 資材	備考
	指定主要資材				
	その他資材				

記入例

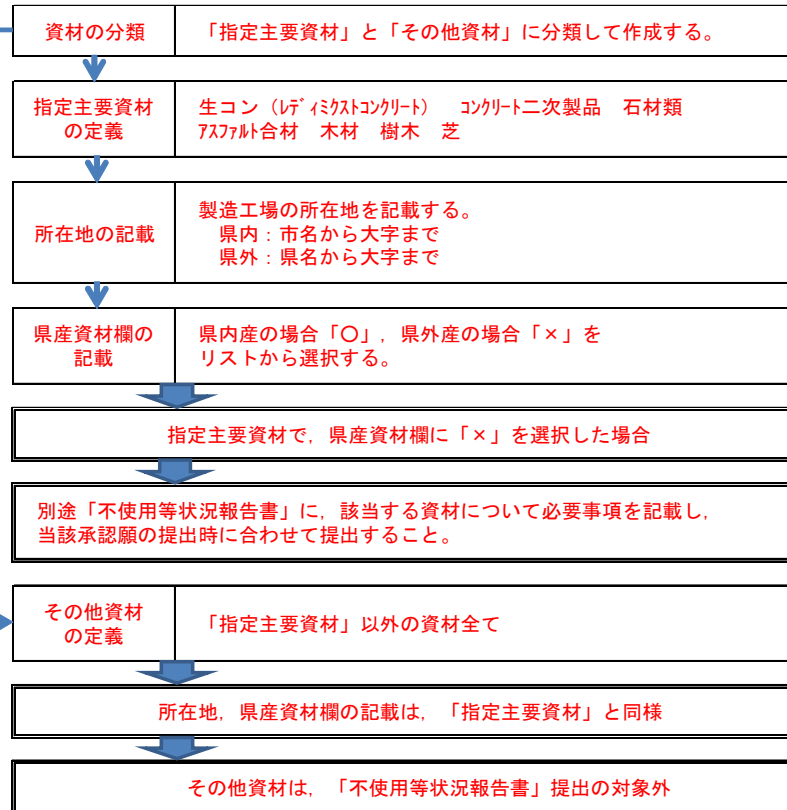
材料使用承認願（記載例）

工 事 名	請 負 業 者 名
工 期	現 場 代 理 人 印
路 線	総 括 監 督 員
工	監 督 員 印

資材を「指定主要資材」と「その他資材」に分類

「県産資材」欄を追加

No.	材料名	規格	製造工場名 所在地	県産 資材	備考
指定主要資材					
1	U形側溝	300x300x200	(株)○○○ ○○工場 ○○○市○○町○○	○	JIS A5371
2	L形側溝	250A	△△△(株) △△△工場 △△△県△△△市△△町△△	×	・JIS A5323 ・GB5555555 ・L形側溝(1種)
3	コンクリート積ブロック	300x400x350	◎◎◎(株) ◎◎◎工場 ◎◎◎市◎◎町◎◎	○	県ブロック工業組合
4	落蓋側溝A型・CG型	300x300x2000	□□□(株) □□□工場 □□□市□□町□□	○	県コンクリート製品協会
5	蓋版	300用	(株)◇◇◇ ◇◇◇工場 ◇◇◇県◇◇◇市◇◇◇町◇◇◇	×	
6	レディミクストコンクリート	18-8-20	○○○(株) ○○○工場 ○○○市○○町○○	○	JIS A5308
7	砕石	40mm	(株)○○○ 砕石 ○○○市○○町○○	×	
その他資材					
1	鋼管杭	SKK400	(株)△△△ △△△工場 △△△県△△△市△△町△△	×	・JIS A5525 ・JQ3333333



県産資材等不使用状況報告書

記載例

工 事 名 : _____

請負業者名 : _____

指定主要資材における県産資材等不使用理由

材料名	規格	予定数量	単位	製造工場名	理由番号	調達業者名（本店名）	県内 本支店	不使用理由
				所在地	根拠資料	支店名		
L形側溝	250A	100	m	〇〇〇（株） 〇〇工場	①	（株）〇〇	○	—
				〇〇〇県〇〇〇市〇〇町〇〇	証明書			
蓋版	300用	200	枚	△△△（株） △△工場	④	△△△（株）	×	（理由を記載）
				△△△県△△△市△△町△△	見積書	鹿児島支店	○	
碎石	40mm	1,000	m ³	◎◎◎（株） ◎◎工場	⑤	◎◎◎（株）	×	（理由を記載）
				◎◎◎県◎◎◎市◎◎町◎◎	理由書	◎◎◎営業所	×	

（記載要領）

- 1 ; 県産資材を使用できない理由は、次の①～⑤のいずれかの区分とし、根拠資料を添付する。
 - ① 県産資材として製造・流通していない。（証明書）
 - ② 県産資材では品質が確保できない。（証明書）
 - ③ 県産資材では必要数量を確保できず、工期・納期に支障がある。（証明書）
 - ④ 県産資材の価格が高い。（見積書）
 - ⑤ その他（使用できない具体的な理由を記載した理由書）
- 2 ; 根拠資料は、県内の製造又は資材業者2社以上、あるいは県内の組合(協会)からの証明書又は見積書を添付する。
- 3 ; 資材業者は、調達(契約)の相手方の本店を記載し、県外の場合は支店(営業所)まで記載する。
 調達先が、県内本店以外の場合は不使用理由まで記載する。

建設資材使用実績報告書

工 事 名	請 負 業 者 名
工 期	現 場 代 理 人 印
路線(河川名)	総 括 監 督 員 印
工 事 箇 所 名	監 督 員 印
最終請負金額 _____ 千円也	

No.	材料名	規格	県産 資材	数量	単位	金額 (千円)	調達業者			
指定主要資材										
県産（県内）使用率		品目	○ 0	金額		○ 0	○	△	×	
		全	0	全		0	0	0	0	
その他資材										
8										
8										
8										
8										
8										
8										
8										
8										
8										
8										
県産（県内）使用率		品目	○ 0							
		全	0							

建設資材使用実績報告書

工 事 名 _____ 請 負 業 者 名 _____
 工 期 _____ 現 場 代 理 人 _____ 印
 路線(河川名) _____ 総 括 監 督 員 _____ 印
 工 事 箇 所 名 _____ 監 督 員 _____ 印
 最終請負金額 _____ 千円也

No.	材料名	規格	県産 資材	数量	単位	金額 (千円)	調達業者																				
指定主要資材																											
2	U形側溝	300x300x200	○	200	m	2,000	—																				
2	L形側溝	250A	×	100	m	1,000	○																				
2	コンクリート積ブロック	300x400x350	○	200	m ²	4,000	—																				
2	落蓋側溝A型・CG型	300x300x2000	○	20	m	1,000	—																				
2	蓋版	300用	×	200	枚	1,000	△																				
1	レディミクストコンクリート	18-8-20	○	2	t	2,000	—																				
3	砕石	40mm	×	1,000	m ³	5,000	×																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">県産（県内）使用率</td> <td style="width:15%;">品目</td> <td style="width:5%;">○</td> <td style="width:5%;">4</td> <td style="width:15%;">金額</td> <td style="width:5%;">○</td> <td style="width:15%;">9,000</td> <td style="width:5%;">○</td> <td style="width:5%;">△</td> <td style="width:5%;">×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全</td> <td>全</td> <td>7</td> <td>全</td> <td>全</td> <td>16,000</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table>								県産（県内）使用率	品目	○	4	金額	○	9,000	○	△	×		全	全	7	全	全	16,000	1	1	1
県産（県内）使用率	品目	○	4	金額	○	9,000	○	△	×																		
	全	全	7	全	全	16,000	1	1	1																		
その他資材																											
8	鋼管杭	SKK400	×																								
8																											
8																											
8																											
8																											
8																											
8																											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">県産（県内）使用率</td> <td style="width:15%;">品目</td> <td style="width:5%;">○</td> <td style="width:5%;">0</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>全</td> <td>全</td> <td>1</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table>								県産（県内）使用率	品目	○	0								全	全	1						
県産（県内）使用率	品目	○	0																								
	全	全	1																								

記入例

※黄色着色部分は編集不可。

No. 生コン「1」、コンクリート二次製品「2」、石材類「3」、アスファルト合材「4」、木材「5」、樹木「6」、芝「7」、その他「8」を記入

材料名・規格欄 材料使用承認願の記載と同様

県産資材欄 材料使用承認願の記載と同様の記号をリストから選択

数量・金額欄 設計数量（金額）を原則とするが、使用数量（支払金額）でも可

調達業者欄
 ・県産資材欄が「○」の場合 → 「—」
 ・県産資材欄が「×」の場合 不使用報告書の県内本支店欄が「○」の場合は → 「○」「×」「○」の場合は → 「△」「×」「×」の場合は → 「×」

※数量・金額・業者欄は「その他資材」は対象外

別紙1

令和 年 月 日

契約担当者 殿

請負者
商号又は名称
代表者の氏名

印

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。
なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

記

兼任する工事 (申請工事)	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名	
	連絡先		
兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		
工事現場の相互の距離		km	

※添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）
 ※兼任する他の工事の承認を得た場合は、写しを後日提出すること
 ※工事現場の相互の距離は直線距離とする。